

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人 青松会
児童養護施設 清光学園

〒028-3101
岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13

TEL : 0198(45)5173
FAX : 0198(45)5945
E-Mail: seikougakuen@seikougakuen.jp
WEB : www.seikougakuen.jp

1 基本理念及び基本方針

【法人の理念】

「調和」

- (1) 調和の取れた児童の育成
- (2) 地域との調和のとれた施設運営
- (3) 全ての役職員の調和の取れた養育

【法人の基本方針】

- (1) ガバナンス（組織統治）の確立
理事会を活性化するとともに、評議委員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。
- (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- (3) 社会に対する説明責任の徹底
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- (4) 公益的な取り組みの推進
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- (5) 職員育成の充実
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

【施設の基本理念】

「和の心と使命感をもって、たくましく思いやりのある児童を育成する」

【施設の基本方針】

- (1) 子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。
- (2) 子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
- (3) 職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。
- (4) 子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。
- (5) 地域における子育ての支援に努めます。

2 事業の目的

児童福祉法第 41 条の規定に基づいて、入所措置された児童を深い愛情と専門的知識技術をもって、人間性豊かで心身ともに健全で、調和がとれた社会人となるように養護育成することを基本とする。

3 施設の沿革

昭和 53 年 9 月 18 日	社会福祉法人 青松会 設立認可（厚生省収児第 860 号）
昭和 53 年 10 月 9 日	法人設立登記
昭和 54 年 4 月 1 日	養護施設 清光学園 事業開始（定員 30 名）
昭和 55 年 12 月 25 日	体育館建設（日本自動車振興会補助事業）
昭和 59 年 7 月 5 日	洗濯室乾燥棟建設（岩手県福祉基金補助事業）
昭和 60 年 8 月 5 日	ピアノ他楽器整備（日本生命財団）
昭和 61 年 7 月 13 日	清光学園増築事業開始（日本船舶振興会補助事業）
10 月 30 日	適合基準認定の一部変更認可（定員 30→50 名）
平成 23 年 4 月 1 日	分園型小規模グループケア「明光園」開設（定員 8 名）
平成 26 年 4 月 1 日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」開設 定員変更認可 本園 33 名 分園型小規模グループケア 8 名 地域小規模児童養護施設 6 名 計 47 名
平成 27 年 4 月 1 日	定員変更認可 本園 32 名 分園型小規模グループケア 8 名 地域小規模児童養護施設 6 名 計 46 名
平成 30 年 6 月 14 日	新園舎建築工事着工（次世代育成支援対策施設整備交付金）
平成 31 年 4 月 1 日	園舎移転 「スピカ」「シリウス」「ペガサス」「オリオン」の 4 ユニット（定数 32 名） での本園型小規模グループケアを開始

4 施設の概要

(1) 施設名	児童養護施設 清光学園
(2) 所在地	岩手県花巻市石鳥谷町好地第 4 地割 80 番地 13
(3) 設置経営主体	社会福祉法人 青松会
(4) 開所年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
(5) 敷地面積	2,317.41 m ²
(6) 建物	鉄骨造
	1 階 690.70 m ²
	2 階 650.11 m ²
	物置 11.23 m ²

(7) 地域分散型ホーム

①地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」

所在地 花巻市石鳥谷町中寺林7-64-1
 住居 木造/亜鉛メッキ鋼板葺 2階建て (法人所有)
 延べ床面積 82.80㎡

②分園型小規模グループケア 「明光園」

所在地 花巻市石鳥谷町北寺林10-188-3
 住居 木造/鉄板葺 2階建て (賃貸)
 延べ床面積 191.40㎡

(8) 入所定員 本園32名 小規模グループケア8名
 地域小規模児童養護施設 6名 計 46名

5 職員・組織

(1) 職員の配置

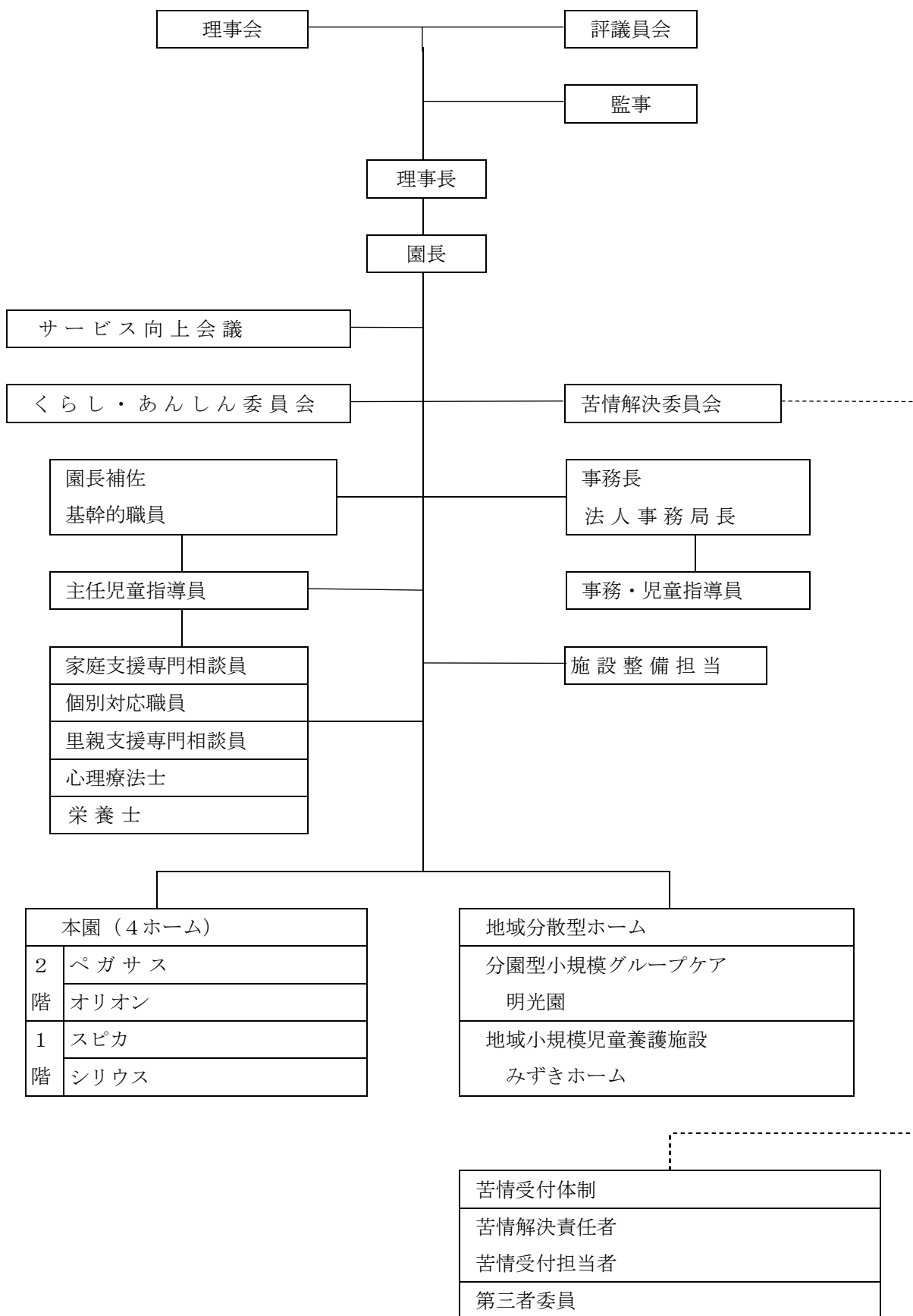
令和5年4月1日

職名・職種	本園	明光園	みずきホーム
園長	1		
園長補佐	[1]		
事務長	1		
事務員	[1]		
家庭支援専門相談員	1[1]		
里親支援専門相談員	1		
個別対応職員	1		
心理療法士	1		
基幹的職員	[1]		
主任児童指導員	[1]		
児童指導員	8[3]([1])	3	1
特別指導員	[1]		
保育士	10[2]	1	2
栄養士	[1]		
調理員	[2]([1])		
宿直専門員	(1)	(1)	(1)
施設整備担当	(1)		
嘱託医	1		
計	35	5	4

() 臨時職員 [] 兼務

(2) 組織系統図

令和5年4月1日



6 重点項目

(1) 自立支援

当学園の高卒者の進路においては少しずつ進学を希望する児童が増えており、昨年度も進学を希望する児童は様々な制度を活用することにより全員進学することができている。

しかしながら、進学後に学校生活に馴染めず登校を渋ったり、計画的な金銭管理ができず生活困窮に陥るなど、上級学校の継続が困難な児童が複数名出てしまい、その都度家庭訪問や関係機関への同行支援、本人同意の上での金銭管理の代行など、アフターケアに多くの時間を費やすこととなってしまう。

上記のことを踏まえ、進路については「行けるなら行く」ではなく、「なぜ行きたいのか」を考えさせながら多様な選択肢があることを学ばせていく。進学を希望する児童には自立支援給付型奨学金や自立支援資金貸付金などの制度を説明しながら児童の希望を最大限に考慮したアドバイスを行うこととするが、今まで以上に退園後の生活イメージを大切にさせ、上級学校で学ぶ意義や、一人で生活する上でのメンタルヘルスケアの重要性、奨学金や貸付金を含めた金銭の計画的な利用方法、困ったときの相談先の確認など、児童の適性を十分に考慮しながら丁寧に説明を行っていく。就職を希望する児童には社会人の先輩として職業観を教えていくとともに、単に希望を受け入れるだけではなくその児童の適性を考慮したアドバイスを行い、共に考え決定に導いていく。

退園後はスムーズに一人暮らしを開始できるよう、自活訓練室を利用し疑似的な独り暮らし体験を行うことにより、自立のための知識、技能を習得させる。また、成年年齢が18歳に引き下げられたため、18歳で何ができるようになるのか、特に契約についての講義を行い、消費者被害やネットトラブルを未然に防ぐことができる力を身につけさせていく。

(2) アフターケアの充実

昨年度はアフターケアに多くの時間を費やすこととなったため、今年度は後追いにならないよう、伴走しながら継続的にアフターケアに取り組んでいくこととする。定期的な電話連絡や家庭訪問を昨年以上に実施することにより、必要な支援やサービスを受けているかどうか、新たなニーズがないか等、児童の情報を把握しながら計画的な支援に努めていく。状況把握の結果さらなる支援が必要と判断された場合、ニーズに応じて関係機関と連携し、途切れない支援体制を構築する。

(3) 権利擁護への取り組み

くらし・あんしん委員会による聞き取りや満足度調査等を通し、職員と児童双方の権利擁護意識の点検や学習を行うことにより、安全対策及び権利擁護意識の醸成・向上に関する啓発及び対策を図る。

苦情解決体制として「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置しているが、改めて苦情解決の仕組みを児童、職員共に周知し活性化を図る。

くらし・あんしん委員会においては、昨年までは児童への個別の聞き取りを2ヶ月に1回在籍ホーム職員が実施していたが、聞き取りにおける公平性、中立性を担保するため、今年度からは在籍ホーム以外の職員が実施することとする。聞き取りの翌月は委員会を開催し、子どもたちが安全で安心な環境にいるかどうか、権利擁護に沿った支援が適切に実施されているかを確認する。

また、理事長、園長、園長補佐、事務長、主任の5名で毎月1回ミーティングを行い、児童、職員共

に権利が侵害されていないか、問題点や取り組むべき事項について検討する。取り上げられた内容については早急に対策方法を検討及び実行することにより、問題が重篤化する前に解決できる体制を構築する。

7 運営方針

(1) 施設の小規模化、地域分散化

分園型小規模グループケア「明光園」および地域小規模児童養護施設「みずきホーム」においては老朽化が著しいため、今年度2棟を新築し移転することとする。建築用地造成および建築設計並びに次世代育成交付金申請は完了済みであり、8月着工、翌年1月完成の見込みである。

また、現在当学園においては本園4ホーム（定員8名）、明光園（定員8名）、みずきホーム（定員6名）であるが、令和7年度には全てのグループケアの定員を6名にすることが国の方針で決定しているため、全ホームが6名定員となるよう、以下の通り計画的に実施していく。

令和5年度	グループホーム2棟新築
令和6年度	前年度新築した分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設事業開始 明光園の定員を6名に変更（定員2名減） グループホーム1棟新築
令和7年度	本園の定員24名に変更（定員8名減） 2箇所目の分園型小規模グループケア事業開始（定員6名）

(2) 高機能化に向けた取り組み

- ① ト라우マや愛着の問題と発達障がい重複する児童の入所が増加しており、今まで以上に専門的な知識や技術が必要となっている。今後もさらにケアニーズが高い児童の入所が見込まれ、充実した支援と高度な専門的ケアの提供が求められるため、情報共有と職員それぞれの役割分担を明確化したうえでチームとしての取り組みを行うとともに、児童相談所、学校、病院等の多機関連携を密にすることにより、重層的な支援を行う。また、一人ひとりの支援スキルの向上のため、人材育成にも積極的に取り組んでいく。
- ② 早期の家庭復帰や里親委託の推進に努めることとし、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員を中心に、児童一人一人の家庭復帰及び里親委託に向けた関係調整を図る。

(3) 多機能化、機能転換に向けた取り組み

- ① 里親支援機能の強化においては、里親支援専門相談員を中心とし、児童相談所、市町村、里親会等関係機関と連携して、里親制度の普及及び里親委託の推進を図る。

平成28年改正児童福祉法で示された家庭養育優先原則に則り、施設と里親が協働して社会的養育を行うことが出来るよう、週末里親や一時里親などの開拓を進めていくとともに、里親サロンや研修会の開催など、里親への支援、関係作りを深めていく。昨年までは新型コロナウイルスの影響により園内でのサロンが開催できずにいたが、今年度からは園内での里親サロンを再開し、里親との関係づくりの場を設定する。

- ② 将来の児童家庭支援センター設置に向け、花巻市の要保護児童対策協議会の実務者会議には今年度も積極的に参加し、地域の現状把握に努める。併せて児童家庭支援センターの設置について、具体的な検討を続けていく。

※児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

- ③ 要保護・要支援児童に関わる家庭への支援をより充実させるため、地域と密接に連携し、地域のニーズに合った支援を提供する。社会福祉法人に求められている地域社会に貢献する取り組みとして、養育に大きな課題や困難がある家庭に対し、行政と連携し、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業等により積極的な支援に努める。

地域における公益的な取り組みとして、経済的に困窮する者への支援は、岩手県社会福祉法人経営者協議会によるいわて・あんしんサポート事業に継続して参加し、所属するあんしんサポート相談員及び社会福祉協議会担当者と連携し、経済的困窮者の支援に努める。花巻市内における連携においては、花巻市内社会福祉法人連絡会議に参加し、平常時から分野を超えた施設間・法人間の連携に努めていく。

また、地域住民に対し園内地域交流室を開放し、地域のニーズに応じていく。併せて施設見学や講演依頼を積極的に受け入れ、児童養護施設の役割や支援内容の周知・啓発に努める。

※ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

※トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

(4) 組織運営体制

運営にあたっては明確な役割と責任を持った階層構造を示し、意思決定の権限と責任が個人やチームに明確に委譲することにより、意思決定プロセスの透明化を測る。ホームごとの運営は充実した支援と高度な専門的ケアの提供を行うために、職員組織においては孤立を防ぐために各ホームそれぞれがリーダーを中心としたチームでの取り組みを意識させるとともに、階層別に相談、助言がしやすい関係性及び体制を徹底する。

リーダーはホームの責任者としてホームの運営を担い、配置された職員を育てていくという自覚を持って運営にあたる。リーダーにおいても、専門職員からのスーパーバイズを受け、職場全体の養育能力を向上していく。指導や助言を行う専門職員にあたっては、ある程度の距離感を持ちながら、一定の周期及びバイジーの必要に応じて適宜対応し、それ以外は見守るという姿勢を保つようにする。また、専門職員は施設全体の情報共有や連携が円滑に行われているかを随時確認し、情報や支援が滞ったり職員がバーンアウトしないようにサポートしていく。

情報共有においては園内 LAN システムにより、パソコンで情報閲覧や記録の書き込みを行い共有して

いるほか、昨年度より日常の連絡周知を目的とした朝会を ZOOM によるオンラインとしたため、地域分散ホーム職員は本体施設に来ることなく参加できることとなり、距離による不便さが解消されている。新型コロナウイルスが 5 類へ移行することにより、日常的に対面での会議が可能となったが、オンライン環境は継続し利用できるようにし、今後も各関係機関と実施するケース検討会議などの多職種連携において、迅速かつ柔軟な対応が出来るような体制を構築する。

自立支援計画の策定については、各担当が作成したものをホーム会議及び専門職で精査し、児童それぞれの問題、課題並びに支援方針を共有する。共有した課題及び支援方針を日々の児童支援に生かし、チーム単位で自立に向けた支援を行う。また、策定した自立支援計画は定期的に評価、見直しを行うことにより、質の高い支援を目指していく。

また、各種会議開催要綱に基づき以下の会議を実施し、事業計画で示した各部門の養育目標に基づく諸計画の策定及び実施並びに反省を行うとともに、児童一人ひとりの状況を共通理解し、年齢、状況、特性に合わせた個別的な支援方法を検討する。会議を通して情報共有、検討することにより、チームでの対応を意識づけていく。

①ホーム会議 月 1 回

業務の円滑化やケース課題の共有および業務標準マニュアルに基づく標準的支援が実施されているか確認することを目的とする。

②職員会議 月 1 回

宿直専門員を除く全職員を対象とし、行事や各種委員会等の検討内容や、園長が全体に関わると判断した案件等を協議し、検討する場として開催する。また、リーダー会議で協議、決定した事項を報告する場とする。

③リーダー会議 月 1 回

各ホームリーダーによる、ホーム間の統一した養育・支援のための協議、情報交換等の場として月 1 回開催する。

④ケース会議 随時

問題行動対応や状態分析、個別ケース検討や支援内容・方法を、ホーム職員、専門職、主任、園長補佐、園長による協議・検討する場として、ホームからの要請または主任、園長補佐、園長が必要と判断した都度開催し、多面的な角度からの検討を行う。

⑤食事内容検討会 年 4 回

日々の食事において、より充実した食事内容とすることを目的とし、栄養士、各ホーム職員による検討会を行う。開催日は必要に応じて随時設定し、栄養士が招集する。

⑥サービス向上会議 随時

施設運営に大きく関わる内容等においては、随時サービス向上会議を開催し協議、検討する。参加職員は主任、園長が決定し招集する。

(5) 業務の標準化

子どもの養育にあたり、標準的な支援方法を文書化した各種要領やマニュアルをまとめた「業務の手引き」を基本として、全職員が共通の認識をもって子どもの支援に取り組んでいる。昨年度は大幅な見

直しを行い、今後も継続して改善していくこととするが、今年度は文書化されたマニュアルだけではなく、更にわかりやすく図やフローチャートを取り入れたものも作成することとする。

ここで言う「標準化」とは、個々の業務に関する手順等についてなされるものであり、児童一人ひとりに着目した「個別化」した支援においては、ホーム単位、あるいは専門職や関係機関と連携し、十分に検討及び共通理解を図ったうえで実施する。

(6) 人材育成

これまでは人材育成指針に基づき、個々の資質向上と施設全体の専門性の向上に取り組んでいたが、より効率的かつ体系的に人材育成を進めるため、昨年度人材育成計画を作成した。今年度は人材育成計画に基づき職員一人ひとりが目標管理シートを作成することにより、個々の職歴等に合わせた育成を行っていく。

具体的な育成としては以下のOJT、Off-JT、SDSの3つの形態とするが、OJTを基本とし、これを補完する役割として、Off-JT（施設内研修・外部研修への派遣）、SDS（自己啓発活動への援助）を合わせて推進する。これを効果的に進めていくために、職員同士が相談しあい、サポートを得ながら、自らの実践を振り返っていくことができるような風通しの良い環境を構築する。

特に新採用の職員については入職前から新人研修を実施し、子どもに対する有効的な言葉かけや不適切な関わりについて具体的な例を示しながら、知識、技能の向上を図る。また、配属されたホームだけではなく他のホームに入る日を設け、自分のホーム以外の業務を経験させる。他ホームを経験した後は新人職員、ホームリーダーともに感想を記録させ、今後の業務にフィードバックする。

組織全体の専門性の向上としては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格取得の啓発を行い、職員一人ひとりの専門性を高めていく。

① OJT（On the Job Training）

上司や先輩が、部下や後輩に対し、日々の様々な業務を通して、業務に必要な視点や知識、技術などを意図的・計画的・継続的に指導することを指し、具体的には以下の内容を実施する。

- 同行活動・・・キャリアのある職員と施設内の業務や活動をともにして学ぶ
- スーパービジョン・・・定期的、継続的に受ける
- ケースカンファレンス・・・定期的、継続的に参加する

② Off-JT（Off the Job Training）

OJTに対して、日常業務を離れての研修を指す。施設内で職員を集めて行われる内部研修と、施設が職員を派遣して行われる外部研修の2種類を、新型コロナウイルスの感染状況を考慮したうえで階層別・職種別に受講させていく。

③ SDS（Self Development System）

職員が施設内外で自主的な研修活動を行うものである。施設が認め、場所の提供などの援助を行い、積極的な自己研鑽を促すことが望まれる。これには、職員有志が集まって開催する勉強会、職員個人が自主的参加を希望した外部研修等が考えられ、希望があれば随時援助を行っていく。

(7) 働きやすい環境作り

園長による職員面談やアンケートにより職員の業務に対する意向を把握するとともに、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、精神保健福祉士によるストレスチェックを全職員に実施していく。また、奇

数月のホーム会議の最後に園長、園長補佐が参加し、児童、職員間において風通しの良い環境が作られているか、ホームの状況について話し合う時間を持つこととする。話し合いの場を通してチームワーク、オープンなコミュニケーションを奨励し、前向きで協力的な職場文化を促進する。

働き続けられる職場環境づくりの取り組みとして、職員一人ひとりに IC カードを配布し、カードリーダーによる労働時間の適正な把握を行うことにより、ワークライフバランスの向上及びより良い就労環境の整備を行う。

(8) 災害防止

年間防災計画に基づき、防災器具の点検を実施する。また、年間計画に基づく月 1 回以上の避難訓練を実施する。

児童の安全確保の徹底を図るとともに、非常時に備えて備蓄品の管理を行う。

(9) 苦情解決

社会福祉法第 8 2 条の規定により、児童や保護者などからの要望や不満、苦情に対し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者並びに第三者委員により適切な解決に努める。特に児童からの意見については満足度調査や児童会、個別の聞き取りや目安箱の設置など意見収集の機会を多く設け、訴えや要望を大切に受け止めていく。

(10) 実習生の受け入れ

将来の人材育成という観点を持ち、施設での現場実習を通して理論と実践を総合的に学ぶ機会を提供する。社会福祉士実習においては、必要な専門性・能力のみならず、多機関と連携しながら重層的な相談支援体制を学ばせていく。

8 児童支援

社会的養育を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもたちの幸せと心豊かで健やかな発達を保障し、自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う。

(1) 子どもの権利擁護

① 子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とし、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分尊重する。

(2) 個別化と家庭的養育の推進

① 命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行う。また、その処遇に当たっては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努める。

② 個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にする。

③ 「当たり前の生活の保障」が重要であり、子どもの生活の場を地域から切り離すことなく、できるだけ家庭的な環境で養育する。

(3) 発達の保障と自立支援

- ① 生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指す。
- ② 心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した養育に努めるとともに、自立心の涵養を図る。

(4) 回復を目指した支援

- ① 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛ける。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育む。

(5) 家族との連携

- ① 子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切にしたい支援を行う。また、親と連携した子どもへの支援に努める。
- ② 子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性のゆがみの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努める。

(6) 地域における子育ての支援

- ① 核家族化や人と人との繋がりの希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域における養育に困難を抱える家庭を支援するため、行政と連携し、ショートステイやトワイライトステイ事業の受け入れ及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議への積極的な参加に努める。
- ② 地域における専門的援助が必要な子どもや家庭に対する支援が展開できるよう、施設の特性を生かした相談援助機能を充実させ、将来の児童家庭支援センター設置につなげていく。

(7) 継続的支援と連携アプローチ

- ① 園内での養育にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、退園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、入所前の状況等も踏まえ、入所開始から退園後まで一貫性のある養育と継続的な支援に努める。
- ② 学校、幼稚園、児童相談所、市町村、民生児童委員、医療機関などの様々な関係機関と連携を密にし、職員全員がそれぞれの専門性を発揮し、社会全体での子育てに努める。

(8) ライフサイクルを見通した支援

- ① 社会的養育は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援に努めていく。

(9) その他

- ① 職員は、子どもを養育するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の乱用となる行

為を行わない。また職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行わない。

- ② 職員は、子ども達や親が抱える多様なニーズや発達課題に対し、知識・技術・経験に裏打ちされた支援を行うため、専門的知識・援助技術の習得に努める。
- ③ 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の解放などを通じ、地域におけるさまざまなニーズに柔軟に対応できる、地域から必要とされる施設を目指していく。

9 部門別目標

(1) 虐待防止

くらしあんしん委員会要綱に基づき、子どもに対しては個別の聞き取り等を通して虐待の未然防止及び早期発見に努める。聞き取りにあたっては同一ホームの職員ではなく、他ホーム職員や専門職、事務長が実施することにより、職員の好き嫌いとらわれることなく公平性を担保する。職員に対しては「虐待防止の手引き」を配布し、不適切な関わりや被措置児童等虐待の具体的な事例を学ぶとともに、外部研修や伝達研修等による支援スキル及び組織のチームワークの向上を図る。

(2) 避難訓練

- ・毎月避難訓練を実行し、児童・職員ともに命を守る行動が身に付くようにする。
- ・防災に対しての知識を深め、日常生活において安全な暮らしを守る意識を高める。

(3) 園内研修

- ・職員のスキルアップを目指し定期的に研修を行い、実践に繋げる事が出来るようにしていく。
- ・今年度は特に児童の権利擁護や適切な養育について、児童相談所等の外部機関と連携しながら計画的に進めていく。

(4) 家庭支援

- ・早期家庭復帰を目標にアセスメントを実施し、保護者に対する相談援助など積極的に取り組む。
- ・関係機関と連携を図り、児童と家庭の関係を深め支援体制を確立していく。必要に応じ家庭訪問や面接を実施する。
- ・退園児童（者）へのアフターケアも計画的に行っていく。また高校生へ自立に対しての意識付けも積極的に実施する。

(5) 個別対応

- ・日常生活の中で信頼関係を作り、将来への目標、夢を自由に考え、表現できるような環境を作れるようにサポートする。
- ・自己選択、自己決定が出来るように児童のペースに合わせてサポートする。

(6) 里親支援

- ・里親制度の認知度向上のため、普及啓発活動に参加・協力する。

- ・各種里親研修への参加・協力を行う。
- ・子どもと里親家庭のマッチングの可能性を検討する。
- ・里親家庭への訪問を通じて、ニーズに沿った支援を行う。
- ・里親サロンを開催し、里親同士の交流を図る。

(7) 心理支援

- ・心理療法や心理教育を通して、生きることへの安心感を深め自己理解を促し、本人らしく生活する未来を目指す。
- ・必要に応じて心理検査を実施して、児童の持っている強みや弱みを検討し、本人の自己理解や施設内支援に役立てる。

(8) 特別指導

- ・スポーツ活動の中で成功体験を増やし自己肯定感を高める。
- ・体を動かす楽しさを経験させることで、情緒の安定を図る。

(9) 交通安全

身近な生活において交通のきまりを理解させ、安全に登下校できる習慣、態度、能力を養う。また、交通事情の現状や推移を理解させ交通環境に適応出来る能力を身につける。

(10) 学習指導

- ・ホームごとに児童の学習状況を把握し、個々にあった学習支援を行っていく。
- ・登校や成績に不安を抱えている児童に対して、オンラインを含めた塾での学びなど、家庭学習方法にも選択肢があることを伝えていく。

(11) 食事

食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するように努めるとともに、一人一人が年齢に応じた望ましい食習慣を身につけるように支援する。併せて、買い物、調理、片付けを通して、食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、社会生活に必要なスキルを獲得できるよう支援する。

(12) 児童会活動

児童の意向を尊重しながら生活全般について共に考え、よりよい生活環境の構築に向けて取り組ませていくことにより、児童の自主性と協調性を養う。

10 各ホーム運営方針

スピカホーム

◎支援目標

- 1 家庭的な雰囲気の中で、安心・安全な生活の場を築く。

2 人と関わる中で、コミュニケーション能力と相手を思いやる心を育てる。

◎具体的取り組み

- ① 子ども達の声に耳を傾け、日常の会話を大切にし、家庭的な雰囲気を保つ。職員間で情報共有しながら、成育歴の中で身体的・精神的に負担がある事を忘れず適切に支援に当たる。また、環境整備にも配慮し、安全に生活できるように留意する。
- ② 子ども同士や職員との関わりの中で対人関係を深めていけるようにする。その中で表現や社会性を身に付け、人との距離感や適切な関り方を身に付け更に相手を思いやる気持ちを育てる。

シリウスホーム

◎支援目標

- 1 大切にされていると感じる居場所のなかで、健やかな成長を促す。
- 2 自己決定力を養う
- 3 心身の健康的な成長に努める。

◎具体的取り組み

- ① 家庭的な雰囲気の中で、安心、安全が確保された居場所を提供し、子どもたちが「大切にされている」、「守られている」と実感できるホームを目指す。また、日々の生活の中で生じる困難、失敗を乗り越えるために共に考え話し合い、寛容な心でみんなが仲良く助け合う関係・雰囲気づくりを目指す。
- ② 成育歴の中で精神的・身体的に負担を受けている児童や愛着形成が未自立な児童がいることを踏まえ、子どものどのような発言においても受容、共感をしたうえで自立に向けた自己決定ができるように導き、成長できるよう支援にあたる。
- ③ 子どもの疾病や発達特性を把握しておくと共に、日々の様子の変化に常に気を配りながら関わる。感染症予防の徹底を図り、ホーム内の適切な環境の整備に努める。また、体調変化があった場合は早急に対応する。

オリオンホーム

◎支援目標

- 1 児童の気持ちに寄りそう
- 2 自立心を育てる
- 3 素直な気持ちを育てる

◎具体的取り組み

- ① 日頃から児童との関わりを丁寧に行い、個々の児童のニーズに合わせ対応出来る体制を作っていく。その中で信頼関係を構築し、頼ることが出来るような関係作りをしていく。ホーム職員全員が全児童を見守り、ホーム職員がチームとして機能出来るように情報共有を徹底し、支援の方向性の統一を図っていく。
- ② アセスメントを丁寧に行い、その児童に必要な自立についてのスキルを身に付けられるように支援をして

いく。児童自身が自立に向けて前向きに取り組められるように、職員と一緒に考えサポートしながら、気持ち面での自立を促し、生きる力を育てる。

- ③ 不適切な関係性の環境で養育されてきたことから、大人に対して不安感が多く人間関係が上手に取れない児童が多くいる為、まずは児童の気持ちと真摯に向き合い、児童にとって必要な大人の存在になれるように関係性を築いていく。その中で気持ちを素直に表現できる関係性を構築し、素直に気持ちを伝えられることで周囲と良い人間関係を構築できることを覚えられるよう支援する。同時に自己肯定感も高め、自分を大切に出来る人を育てていく

ペガサスホーム

◎支援目標

- 1 子ども達が「安心・安全・自分の居場所」と思える環境作りをする。
- 2 自己決定力を養う。
- 3 自然にお互いを思い合う心を育てる。 また、お互いに学びの場とする。

◎具体的取り組み

- ① 発達障害や愛着障害など、それぞれの子どもの特性・個性を理解し、一人ひとりに適した支援をホーム職員が一貫して行い、自立等に向けて社会に適応出来る子へと導いていく。また、自己肯定感を養っていくと共に、環境整備にも力を入れ、我が家と感じられるホーム作りを目指す。
- ② 常にオープンクエスチョンを取り入れ、自分の考え・意見を持つこと、発言すること、決定され実施されることの経験を積み重ねていく。この経験を繰り返す中で、決断する自信が付くよう支援していく。時には児童の発達状況に応じてクローズドクエスチョンも取り入れていくが、最善の決定がなされるようにしていく。
- ③ 自然に相手を思った行動が取れるよう、思いやりの心を育てていく。また、他児の良いところを意欲的にまね出来るように、向上心を養わせていく。

みずきホーム

◎支援目標

- 1 家庭的な雰囲気の中で、愛着形成を図る。
- 2 心身ともに安全が確保され、安心して生活出来る雰囲気づくりに努める。
- 3 地域との関わりを大切に、積極的に地域活動に参加する。

◎具体的取り組み

- ① 子ども間、職員共にコミュニケーションを大切にしながら、情報共有を図り、子どもとの愛着形成に努め、家庭的な雰囲気を作る。職員が個々の成長・特性に合わせた課題・ニーズへの対応についてホーム会議や日常の業務の中でコミュニケーションをとり、共通理解のもと支援に当たる。
- ② 普段から子どもの様子をこまめに把握し、職員間で共有していく。特に情緒面に関しては、表情など些細な変化も情報共有し、安心して生活できる雰囲気、環境の整備に努める。また、各学校とも十分に情報交換し、連携しながら支援にあたる。
- ③ 地区行事や地域活動、普段の挨拶等に子ども職員共に積極的に参加し、地域の一員としての意識を持たせ

ていく。

明光園

◎支援目標

- 1 子どもと大人が互いに助け合える、良好な関係の取り方を学ぶ
- 2 習慣や規範を守り、地域のなかで生活する力を身につける
- 3 子どもたちが心身共に健康的な成長が出来るよう努める
- 4 食を通じたコミュニケーション、食に対する気持ちを大切にす

◎具体的取り組み

- ① 生活の中での他人・他児との会話を大切にしながら、子どもも大人も互いに意思を尊重しあう関係を目指す。子ども間、職員間においても相手の良さに目を向けた関わり方と、コミュニケーションを大切にす。子どもの成長を願い、ともに成長しようとする大人であることを目指す。
- ② 地域住民の一員という意識を持ち、自分の周りに関心を向けて生活を送る。ホームの全員が地域の決まりや秩序を守る大切さを意識する。
本園とは違う行政区となるため、地区内での連絡体勢をしっかりと整えていく。
- ③ 子どもの疾病や特性を把握しておくと共に、子どもの様子の変化に常に気を配りながら生活していく。必要に応じて研修の受講や専門職との連携を取っていく。
感染症予防の徹底を図り、ホーム内の適切な環境の整備に努める。また、体調変化があった場合は早急に対応する。緊急対応が必要な際は速やかに本園に連絡をし、連携しながら対応する。
- ④ 食事の場面が、学校や日常の出来事や悩みを聞き、語り合える空間を作る。味付け、盛り付け方に工夫を凝らし、「食べること」を通して行われるコミュニケーションが、心地よいものになるように努める。
「フードロス」にも着目し、食事をすることは生きることと同時に食材を大切にすることを料理体験や食事を通して学ばせていく。